

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正)

第九十五条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)の一部を次のように改正する。

次の表のよう改正する。

		改 正 後	改 正 前
	(輸入届出)	(輸入届出)	(輸入届出)
第二十九条 (略)	第二十九条 (略)	第二十九条 (略)	第二十九条 (略)
2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)
3 第一項の届出書には、衛生証明書又はその写し及び次に掲げる書類を添えなければならない。 ただし、法第五十六条の二第一項の届出に際して第一項の規定により当該検疫所の長に提出した書類（一年以内に作成されたものであつて、その内容に変更がないものに限る）であつて厚生労働大臣が定めるものについては、当該届出書にその旨が付記されたときは、この限りでない。	3 第一項の届出書には、衛生証明書又はその写し及び次に掲げる書類を添えなければならない。 ただし、法第五十六条の二第一項の届出に際して第一項の規定により当該検疫所の長に提出した書類（一年以内に作成されたものであつて、その内容に変更がないものに限る）であつて厚生労働大臣が定めるものについては、当該届出書にその旨が付記されたときは、この限りでない。	3 第一項の届出書には、衛生証明書又はその写し及び次に掲げる書類を添えなければならない。 ただし、法第五十六条の二第一項の届出に際して第一項の規定により当該検疫所の長に提出した書類（一年以内に作成されたものであつて、その内容に変更がないものに限る）であつて厚生労働大臣が定めるものについては、当該届出書にその旨が付記されたときは、この限りでない。	3 第一項の届出書には、衛生証明書又はその写し及び次に掲げる書類を添えなければならない。 ただし、法第五十六条の二第一項の届出に際して第一項の規定により当該検疫所の長に提出した書類（一年以内に作成されたものであつて、その内容に変更がないものに限る）であつて厚生労働大臣が定めるものについては、当該届出書にその旨が付記されたときは、この限りでない。
一〇四 (略)	一〇四 (略)	一〇四 (略)	一〇四 (略)
五 検疫所の長が次項の規定により提出を指示した書類 (削る)	五 検疫所の長が第五項の規定により提出を指示した書類	五 検疫所の長が第五項の規定により提出を指示した書類	五 検疫所の長が第五項の規定により提出を指示した書類
41 検疫所の長は、第一項の届出書及び前項の添付書類に記載された事項が真正なものであることを確認する必要があると認めるときは、当該事項が真正なものであることを証明する書類の提示若しくは提出を指示し、又は届出者その他の関係者に質問することにより、その内容を確認するものとする。	41 検疫所の長は、第一項の届出書及び第二項の添付書類に記載された事項が真正なものであることを確認する必要があると認めるときは、当該事項が真正なものであることを証明する書類の提示若しくは提出を指示し、又は届出者その他の関係者に質問することにより、その内容を確認するものとする。	41 検疫所の長は、第一項の届出書及び第二項の添付書類に記載された事項が真正なものであることを確認する必要があると認めるときは、当該事項が真正なものであることを証明する書類の提示若しくは提出を指示し、又は届出者その他の関係者に質問することにより、その内容を確認するものとする。	41 検疫所の長は、第一項の届出書及び第二項の添付書類に記載された事項が真正なものであることを確認する必要があると認めるときは、当該事項が真正なものであることを証明する書類の提示若しくは提出を指示し、又は届出者その他の関係者に質問することにより、その内容を確認するものとする。
51 検疫所の長は、第一項の届出書及び第二項の添付書類に記載された事項が真正なものであることを確認する必要があると認めるときは、当該事項が真正なものであることを証明する書類の提示若しくは提出を指示し、又は届出者その他の関係者に質問することにより、その内容を確認するものとする。	51 検疫所の長は、第一項の届出書及び第二項の添付書類に記載された事項が真正なものであることを確認する必要があると認めるときは、当該事項が真正なものであることを証明する書類の提示若しくは提出を指示し、又は届出者その他の関係者に質問することにより、その内容を確認するものとする。	51 検疫所の長は、第一項の届出書及び第二項の添付書類に記載された事項が真正なものであることを確認する必要があると認めるときは、当該事項が真正なものであることを証明する書類の提示若しくは提出を指示し、又は届出者その他の関係者に質問することにより、その内容を確認するものとする。	51 検疫所の長は、第一項の届出書及び第二項の添付書類に記載された事項が真正なものであることを確認する必要があると認めるときは、当該事項が真正なものであることを証明する書類の提示若しくは提出を指示し、又は届出者その他の関係者に質問することにより、その内容を確認するものとする。
61 61 (略)	61 61 (略)	61 61 (略)	61 61 (略)

(傍線部分は改正部分)

別記様式第三

厚生労働大臣 殿

検疫所(支所)

動物又はその死体を輸入するので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第56条の2の規定により届け出ます。

なお、同法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

届出年月日 _____ 年 月 日

氏 名 _____

住 所 _____

連絡先電話番号 _____

(法人の場合、名称、所在地及び代表者の氏名)

種類			
数量			
原産国		由来	
用途		搭載船舶(航空機)名	
輸出国及び積出地		到着地及び保管場所	
搭載年月日		到着年月日	
船荷証券又は航空運送状の番号		衛生証明書の発行番号	
衛生証明書の記載に係る動物の性別、年齢及び個体識別上の特徴			
荷送人の氏名及び住所 (法人の場合、名称、所在地及び代表者の氏名)			
荷受人の氏名及び住所 (法人の場合、名称、所在地及び代表者の氏名)			
輸入後の保管施設の名称及び所在地 (個人の場合、氏名及び住所)			
輸送中の事故の概要			
備考(検疫所使用欄)			届出を受理した旨